

非正規労働者に対する保護が強化されます。

2014年9月19日より、労働委員会の差別是正命令の効力強化、短時間労働者の超過労働に対する加算手当の支払い等を規定した「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」(以下、「期間制法」)及び「派遣勤労者保護等に関する法律」(以下、「派遣法」)が施行されます。

1. 差別的待遇に対する是正命令の拡大制度

期間制法及び派遣法は、非正規労働者が賃金をはじめとする労働条件及び福利厚生等に関して正規雇用の労働者に比べて差別待遇を受ける場合に、労働委員会の差別是正命令を通じて救済する差別是正制度を設けています。旧法では、非正規労働者の差別に対する是正命令が下される場合においても、その効力は是正を申し出た当該非正規労働者にのみ及ぶものと解されました。したがって、差別是正命令が下される場合でも事業場に与える影響が大きくありませんでした。

しかし、改正法は、雇用労働部長官が差別是正命令を受けた事業または事業場の他の非正規労働者に対する差別についてもその是正を要求することができ、使用者がそのような是正要求に応じない場合、労働委員会が是正命令を下すことができるように規定しました(改正期間制法第15条の3及び派遣法第21条の3)。また、労働委員会の差別是正命令の形として、「就業規則、団体協約(労働協約)等の制度改善の命令」を新設し、差別是正命令により事業場全体の労働条件決定のシステムに対する変更を加えることができるようにしました(改正期間制法第13条第1項)。これにより、同一の使用者の事業または事業場で非正規労働者のうち一人に対してでも差別が認められることになれば、同一条件に置かれている非正規労働者すべてに差別是正命令の効力が及ぶことになり、その影響が全社レベルへと拡大されるものと見られます。

2. 懲罰的損害賠償制度

旧法によれば、差別が認められる場合においても、申し出た労働者に対する原状回復レベルの金銭補償を命ずる是正命令が主に下されました。

しかし、改正法は、使用者の故意または反復的差別行為に対しては、労働委員会が非正規労働者に生じた損害額の三倍内で懲罰的性格の賠償命令を下すことができるようにしました(改正期間制法第13条第2項)。これは、故意かつ反復的な差別行為をする使用者に対しては懲罰的賠償を命ずることにより、差別を根本的に予防・抑制するためです。

3. 懲罰的損害賠償制度

従来には、使用者が短時間労働者に対して労働契約で決められた所定の労働時間を越える労働を指示しても、そのような超過労働が法律で決めた基準労働時間(週40時間、一日8時間)内で行われる場合には、超過労働に対する加算手当を支払う義務がありませんでした。

しかし、改正法によれば、短時間労働者が労働契約上所定の勤務時間を越えて働く場合には、たとえ基準労働時間内で行われたとしても、超過労働時間に対して1.5倍の加算手当を支払わなければなりません(改正期間制法第6条第3項)。これは、短時間労働者に対して基準労働時間内で所定の労働時間を超える労働をさせる場合が多いことを考慮し、これを抑制するために導入された制度です。

4. 企業の対応方案

法改正により、差別是正命令の効力が強化されたため、企業は非正規労働者の労働条件及び福利厚生等を予め点検し、合理的理由のない差別があると疑われる場合、これを自主的に是正するなど備える必要があるでしょう。

さらに、短時間労働者を多く雇う企業の場合(特に、流通業、飲食業等)、改正法によって人件費の増加が予想される場所、短時間労働者の労働時間を点検し、短時間労働者の追加雇用や勤務体系の改変を通じて超過労働を合理的な範囲内で管理することが望ましいでしょう。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。

● 奇映錫(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4021	E-Mail. ysgi@shinkim.com
● 金東昱(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 1646	E-Mail. dwokim@shinkim.com
● 金潤希(パートナー弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com
● 金鍾炫(弁護士)	TEL. 02 316 1721	E-Mail. johkim@shinkim.com

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法律法人 世宗
SHIN&KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>